

入札説明書

1 入札物件及び予定価格

車名	最低売却価格	初度登録年月	車両仕様等
ニッサンウイングロード	50,000円	平成18年5月	車両調書参照

※最低売却価格は「税込み」の価格です。

2 入札の方法

一般競争入札（以下「入札」という。）とします。

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていなければ、この入札に参加することができません。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2)	成年被後見人及び被保佐人でないこと。
(3)	本組合職員でないこと。
(4)	その他組合長が必要と認める事項を満たしていること。

4 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書（様式1）を次のとおり総務課に提出してください。

受付期間	令和5年5月10日（水）から令和5年5月17日（水）まで ただし土曜日、日曜日を除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時まで
受付場所	菊池養生園保健組合総務課
提出方法	提出は、持参又は郵送のみとします。
※ 注 意	入札参加申込書に押印する印鑑は、入札書及び契約書に押印するものと統一していただく必要があります。

5 入札物件の公開

入札物件を次のとおり公開します。ただし、試乗は行いません。

なお、入札物件を見学したい場合は、あらかじめ総務課までご連絡ください。

公開日	令和5年5月16日（火）
-----	--------------

公開の時間	午前 9 時から午後 5 時まで
公 開 場 所	菊池養生園保健組合（公立菊池養生園診療所前）

6 入札の日時及び場所

入 札 日 時	令和 5 年 5 月 1 8 日（木）午後 1 時 3 0 分から
入 札 場 所	菊池養生園保健組合大会議室

7 入札に必要な書類等

入 札 書	様式 2 をご使用ください。
委 任 状	入札参加申請者以外が入札に参加する場合は、様式 3 をご使用ください。
印 鑑	申請者本人の場合は、入札参加申込書に使用しているもの。代理人の場合は、委任状に使用している代理人のもの。

8 入札に関する無効事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)	競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2)	委任状を提出しない代理人のした入札
(3)	記名押印を欠く入札
(4)	金額を訂正した入札
(5)	誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(6)	明らかに談合によると認められる入札
(7)	同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
(8)	2 以上の意思表示をした入札
(9)	前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

菊池養生園保健組合が定める最低売却価格以上の金額で、かつ、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

なお、落札者となるべき入札者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

10 契約保証金

免除します。

11 売買契約の締結および売買代金の納入等

売 買 契 約	原則、落札決定の日の翌日に締結します。
売 買 代 金	入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額となります。
売 買 代 金 の 納 入	売買契約を締結した日から令和5年5月24日までに売買代金の総額を組合が指定する口座に納付していただきます。

12 物件の引渡し

所有件の移転	売買代金の納入を確認したときをもって所有権を移転します。
引渡し時期	所有権の移転と同時に引渡されたものとします。
車両の瑕疵	車両は、現状のまま引渡しとなりますので、引渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
名義変更等	名義変更手続き（車両登録番号の変更を含みます。）、廃車手続き等は落札者の負担で行ってください。
車両の運搬	車両の運搬については、落札者の責任のもとで行っていただきます。また、運搬にかかる費用は、落札者が負担してください。なお、運搬中に事故等が発生した場合においても、本組合は一切の責任を負いません。
公 租 公 課	売却、登録に伴い発生する公租公課は、落札者で負担をお願いします。
そ の 他	車両に記載されている「菊池養生園保健組合」等の文字等は、前所有者が分からないように、落札者が変更又は抹消してください。なお、変更等をしたことが確認できる写真を提出してください。

■ 参考資料

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。